

平成29年 2月20日

企業会計基準委員会 御中

株式会社プロネクサス
ディスクロージャー研究部

実務対応報告公開草案第51号

「債券の利回りがマイナスとなる場合の退職給付債務等の計算における
割引率に関する当面の取扱い(案)」に対する意見

平成29年1月27日に公表されました 実務対応報告公開草案第51号「債券の利回りがマイナスとなる場合の退職給付債務等の計算における割引率に関する当面の取扱い(案)」(以下「本公開草案」という。)に関するコメントについて、当社ディスクロージャー研究部は、以下のとおり意見を取りまとめましたので提出いたします。

質問1**【コメント】**

「退職給付債務等の計算において、割引率の基礎とする安全性の高い債券の支払見込期間における利回りが期末においてマイナスとなる場合、利回りの下限としてゼロを利用する方法とマイナスの利回りをそのまま利用する方法のいずれかの方法による。」(本公開草案第2項)の結論については、理論的には同意できないが、「本実務対応報告は、利回りの下限としてゼロを利用する方法とマイナスの利回りをそのまま利用する方法のいずれも認めることを当面の取扱いとして定めたものであり、平成29年3月31日に終了する事業年度から平成30年3月30日に終了する事業年度に限って適用することとした」(本公開草案第16項)と適用期間が限定されていることから、恒久的な取扱いではなく当面の取扱いということで同意する。

【理由】

本公開草案は、「退職給付債務等の計算において、割引率の基礎とする安全性の高い債券の支払見込期間における利回りが期末においてマイナスとなる場合、利回りの下限としてゼロを利用する方法とマイナスの利回りをそのまま利用する方法のいずれかの方法による。」(本公開草案第2項)とされている。

また、「・・・利回りの下限としてゼロを利用する方法とマイナスの利回りをそのまま利用する方法のいずれも認めることを当面の取扱いとして定めたものであり、平成29年3月31日に終了する事業年度から平成30年3月30日に終了する事業年度に限って適用することとした・・・」(本公開草案第16項)とされている。

退職給付債務等の数値を算出するという目的において、「退職給付債務等の計算における割引率」

がプラスの場合は上限を設けず、金利がマイナスの時のみゼロ止めすることは理論的には正しくないと考える。

マイナス金利が長く持続するような状況下では、企業等は年金資産の運用において利回りがプラスの他の金融商品で運用することを検討し選択するはずであり、マイナス金利という事実をもって、退職給付債務等の計算で利用する金利をゼロ止めする理論的根拠は全くないと考える。

ただし、本公開草案は、「第331回企業会計基準委員会議事 議事概要別紙（審議事項(4)マイナス金利に関する会計上の論点への対応について）」（平成28年3月9日公表）（以下、「議事概要」）を基本的に踏襲しているものであること、また、適用期間を「平成29年3月31日に終了する事業年度から平成30年3月30日に終了する事業年度」と限定していること、加えて、この1年間の国債の利回りのマイナス幅が大きくないこと及び最近の10年物国債をはじめ利回りがプラスになっている状況を鑑み、恒久的な取扱いではなく当面の取扱いとして同意する。

質問2

【コメント】

本公開草案は、「本実務対応報告は、利回りの下限としてゼロを利用する方法とマイナスの利回りをそのまま利用する方法のいずれも認めることを当面の取扱いとして定めたものであり、平成29年3月31日に終了する事業年度から平成30年3月30日に終了する事業年度に限って適用することとした」（本公開草案第16項）とされている。

本公開草案は適用期間が限定されており、恒久的な取扱いではなく期間限定の当面の取扱いということ、また、マイナス金利とゼロ金利の双方の利用を認めていることから、本公開草案においては本実務対応報告の適用について、「会計方針の変更」に該当するのか「見積りの変更」に該当するのかの記載が全くなく、「開示」についての記載も全くない。

加えて、前期と当期で利用金利が異なる場合の取扱いについても一切記載されていない。

このことから、以下の点を確認させていただきたい。

- (1)本実務対応報告を適用することは、「会計方針の変更」や「見積りの変更」には該当しない。
- (2)本実務対応報告を適用し、「マイナス金利」を利用しても「ゼロ金利」を利用しても、「注記事項（退職給付関係）」において利用した率を記載すれば足り、有価証券報告書の他の箇所（例えば「追加情報」）で注記をすることを求めている。

具体的には、追加情報において、「当連結会計年度より、実務対応報告第〇〇号を適用しております。」といった記載は求めている、ということを確認させていただきたい。

- (3)上記(2)の理解であるが、企業が自発的に「追加情報」において補足説明をすることは妨げない。

補足説明をする場合、下記のパターン別の記載について理解が正しいか確認させていただきたい。

パターン別補足説明			
	前期利用した利率	当期利用する利率	有価証券報告書における取扱い（開示）
1	N/A	N/A	何も記載なし
2		マイナス	当期について、本実務対応報告を適用し、マイナス金利を利用している旨を「追加情報」として記載することが考えられる（前期は割引率を利用する事実がないため、当期に割引率を利用するという新事実の発生）
3		ゼロ止め	当期について、本実務対応報告を適用し、ゼロ金利を利用している旨を「追加情報」として記載することが考えられる（前期は割引率を利用する事実がないため、当期に割引率を利用するという新事実の発生）
4		プラス	何も記載なし
5	マイナス	N/A	何も記載なし （当期は割引率を利用する事実がないため。また、前期は本実務対応報告がなかったため）
6		マイナス	当期について、本実務対応報告を適用し、マイナス金利を利用している旨を「追加情報」として記載することが考えられる 加えて、前期も当期と同様、マイナス金利を利用している旨を追記することが考えられる
7		ゼロ止め	当期について、本実務対応報告を適用し、ゼロ金利を利用している旨を「追加情報」として記載することが考えられる 加えて、前期はマイナス金利を利用している旨を追記することが考えられる （前期はマイナス金利、当期はゼロ金利を利用しているが会計方針の変更には該当しない）
8		プラス	何も記載なし （当期はプラス金利のため。また、前期は本実務対応報告がなかったため）
9	ゼロ止め	N/A	何も記載なし （当期は金利を利用する事実がないため。また、前期は本実務対応報告がなかったため）
10		マイナス	当期について、本実務対応報告を適用し、マイナス金利を利用している旨を「追加情報」として記載することが考えられる 加えて、前期はゼロ金利を利用している旨を追記することが考えられる （前期はゼロ金利、当期はマイナス金利を利用しているが会計方針の変更には該当しない）
11		ゼロ止め	当期について、本実務対応報告を適用し、ゼロ金利を利用している旨を「追加情報」として記載することが考えられる 加えて、前期も当期と同様、ゼロ金利を利用している旨を追記することが考えられる
12		プラス	何も記載なし （当期はプラス金利のため。また、前期は本実務対応報告がなかったため）
13	プラス	N/A	何も記載なし
14		マイナス	当期について、本実務対応報告を適用し、マイナス金利を利用している旨を「追加情報」として記載することが考えられる
15		ゼロ止め	当期について、本実務対応報告を適用し、ゼロ金利を利用している旨を「追加情報」として記載することが考えられる
16		プラス	何も記載なし

（注）「N/A」は「確定拠出制度」等、退職給付債務等の計算において割引率を用いないことを想定

【理由】

質問2 (1) ~ (3)の理由は下記のとおりである。

質問2 (1) 本実務対応報告を適用することは、「会計方針の変更」や「見積りの変更」には該当しない。

平成28年3月に公表された議事概要は、マイナス金利とゼロ金利の双方を認め、優劣をつけていない。

また、本公開草案もこの議事概要を基本的に踏襲しており、マイナス金利とゼロ金利の双方を認め、優劣をつけていない。

このため、本実務対応報告を適用することが、「会計方針の変更」に該当するのか「見積りの変更」に該当するのかといった議論の俎上に載せることが難しい。

結果として、本実務対応報告を適用することは、「会計方針の変更」や「見積りの変更」には該当しない、という理解で宜しいか確認させていただきたい。

質問2 (2) 本実務対応報告を適用し、「マイナス金利」を利用しても「ゼロ金利」を利用しても、「注記事項(退職給付関係)」において利用した率を記載すれば足り、有価証券報告書の他の箇所(例えば「追加情報」)で注記をすることを求めている。具体的には、追加情報において、「当連結会計年度より、実務対応報告第〇〇号を適用しております。」といった記載は求めている、ということを確認させていただきたい。

本公開草案において、開示について全く記載されていない。

本公開草案はマイナス金利について期間を限定した暫定的な取扱いを示したものであり、もともと暫定的な取扱いのものについて、有価証券報告書において注記することを意図していないということを確認させていただきたい。

つまり、本実務対応報告を適用し、「マイナス金利」を利用しても「ゼロ金利」を利用しても、「注記事項(退職給付関係)」において利用した率を記載すれば足り、有価証券報告書の他の箇所、例えば「追加情報」において、「当連結会計年度より、実務対応報告第〇〇号を適用しております。」という記載することを求めている、という理解で正しいか確認させていただきたい。

質問2 (3) 上記(2)の理解であるが、企業が自発的に「追加情報」において補足説明をすることは妨げない。補足説明をする場合、下記のパターン別の記載について理解が正しいか確認させていただきたい。

本公開草案においては、本実務対応報告を適用した場合、何等かの補足説明事項を記載することは求めているが、企業が自発的に「追加情報」(連結財規第15条、財規第8条の5)において補足説明をすることは妨げないという理解で正しいか確認させていただきたい。

なお、【コメント】の表の記載の様に、当期に本実務対応報告を適用して利用した金利を「追加情報」して記載することが考えられる。

この場合、前期と当期で利用した金利が異なっても、「会計方針の変更」には該当しないため、「追加情報」で記載する場合においても、異なっている旨のみを記載することが考えられる。

以上